

物品購入における自由参加型見積制度（オープンカウンター）による
見積合せ実施要領

平成19年11月1日制定

（趣旨）

第1条 この要領は、能美市が物品購入の契約を行う場合において、オープンカウンター方式（物品購入に当たり、一定の要件を付して見積参加者を募り、契約者を決定する方式をいう。）を実施するため必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第2条 オープンカウンター方式による見積合せの実施の対象は、物件の内容が次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1） 物品（印刷物を含む。）のうち、予定価格（単価の予定価格の場合は総価）が10万円を超え150万円以下のもの

（2） その他オープンカウンター方式による見積合せを実施することが有利になるもの

2 前号の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、オープンカウンター方式による見積合せの対象としない。

（1） 緊急を要するとき。

（2） 競争に加わるべき者の数が、オープンカウンター方式による見積合せに付する必要がないと認められる程度に少数であるとき。

（参加者の資格）

第3条 オープンカウンター方式による見積合せに参加する者は、次の各号に定める要件をすべて満たす者でなければならない。

（1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当しない者であること。

（2） 能美市財務規則第128条第2項の規定により作成した請負業者資格者名簿に登録された者であり、対象物件と同じ営業種目で登録があること。

（3） 能美市内に本店、支店、営業所等があること。この場合において、当該支店、営業所等を有する者は、法人にあっては、能美市に事業開始等の届出をし、かつ法人市民税の納税実績があること。個人にあっては、能美市に個人市民税の納税実績があること。

（4） 指名停止の措置を受けている者でないこと。

（5） 市税の滞納がないこと。

（対象物件の公表）

第4条 オープンカウンター方式による見積合せについては、物件名、仕様書、見本等の閲覧場所、見積書提出期限等を総務課内における掲示及びインターネットホームページへの掲載により公表する。

（結果の公表）

第5条 オープンカウンター方式による見積合せの結果については、当該契約の相手方の決定後速やかに総務課内における掲示及びインターネットホームページへの掲載により閲覧に供するものとする。

附 則

この要領は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。